

令和7年度「知財ビジネスマッチングにおけるAIを活用した自動検索機能の有効性調査事業」に係る資料提供依頼・意見募集について

令和7年9月24日

概要

令和7年度「知財ビジネスマッチングにおけるAIを活用した自動検索機能の有効性調査事業」の実施に向けた検討に当たり、実施方法や本事業を実施する上で必要な費用の概算について、広く情報提供を依頼します。

事業内容

近年、VUCAの時代が到来し、ニーズが多様化すると共に、技術革新スピードが加速している社会状況の中で、これまで通り、1社の企業のリソースのみで商品を企画し、その技術を開発することは非常に困難な状況となっている。そのような中、他者との共創を通して、開発にかかる時間やコストの短縮を図る、または、これまでにない技術の開発を目指すオープンイノベーションに注目が集まりつつある。

大企業等が保有する開放特許（以下、シーズ）は、中小企業とマッチングすることで、中小企業の新商品・新事業創出にかかる時間やコストを削減できるとともに、新商品開発のアイデアのタネとなる以外にも、大企業等と中小企業とのオープンイノベーションのツールの1つとなる可能性も秘めている。当局では、長年「知財ビジネスマッチング事業」を通して、シーズと近畿地域の中小企業とのマッチング支援を続けてきたものの、近畿地域において、開放特許がごく一般的に利用されているとは言い難い状況である。そのため、当局は、「2025年度知財ビジネスマッチング事業」において、シーズの絞り込み検索、自動検索機能といった公開方法の見直しにかかる調査を実施したところである。

本事業は、「2025年度知財ビジネスマッチング事業」において、検討したシーズの公開方法のうち、AIを活用したシーズの自動検索機能に焦点を当て、試用版を構築すると共に、その機能の有効性や課題などの調査を実施するものである。本事業によって得られた、AIを活用したシーズの自動検索機能の構築方法やその運用方法等のナレッジを活用し、知財ビジネスマッチングの活用に対する更なる機運醸成を目指す。

資料提供依頼・意見募集期間

令和7年9月24日（水）～令和7年10月2日（木）

資料提供依頼・意見募集内容

事業内容に関連し、以下のような情報について資料の提供をお願いいたします。

1. 事業実施に関する費用の参考見積もり
(実施内容の項目ごとの費用内訳を添えること)

その他

- ・ 本件により、実際の調達等参加時の評価等に影響を与えることはありません。
- ・ 資料提供に係る一切の費用は、すべて参加者の負担とします。

- ・提出された資料等は、本件事業の調達等に係る検討にのみ使用します（提出された資料等は返却しません）。なお、必要に応じて追加資料の提供を求めることがあります。
- ・提出されたご意見・資料等は、当局が内容を確認します。それ以外の第三者に無断で資料等を開示することはありません。なお、ご意見・資料等に対する回答を行うことはございません。
- ・本件にて当局との間で共有する全ての情報について、開示、漏洩、または本依頼以外の目的による使用は禁止します。

提出先、お問合せ先

〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44

近畿経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室

担当：小野、葛原、中原

電話：06-6966-6016

E-MAIL： bzl-kin-chizaihonbu@meti.go.jp

事業内容（別添） ※あくまで現時点版であり、今後修正が生じる可能性もございます。

事業の目的

近年、VUCA の時代が到来し、ニーズが多様化すると共に、技術革新スピードが加速している社会状況の中で、これまで通り、1 社の企業のリソースのみで商品を企画し、その技術を開発することは非常に困難な状況となっている。そのような中、他者との共創を通して、開発にかかる時間やコストの短縮を図る、または、これまでにない技術の開発を目指すオープンイノベーションに注目が集まりつつある。

大企業等が保有する開放特許（以下、シーズ）は、中小企業とマッチングすることで、中小企業の新商品・新事業創出にかかる時間やコストを削減できるとともに、新商品開発のアイデアのタネとなる以外にも、大企業等と中小企業とのオープンイノベーションのツールの 1 つとなる可能性も秘めている。当局では、長年「知財ビジネスマッチング事業」を通して、シーズと近畿地域の中小企業とのマッチング支援を継続してきたものの、近畿地域において、開放特許がごく一般的に利用されているとは言い難い状況である。そのため、当局は、「2025 年度知財ビジネスマッチング事業」において、シーズの絞り込み検索、自動検索機能といった公開方法の見直しにかかる調査を実施したところである。

本事業は、「2025 年度知財ビジネスマッチング事業」において、検討したシーズの公開方法のうち、AI を活用したシーズの自動検索機能に焦点を当て、試用版を構築すると共に、その機能の有効性や課題などの調査を実施するものである。本事業によって得られた、AI を活用したシーズの自動検索機能の構築方法やその運用方法等のナレッジを活用し、知財ビジネスマッチングの活用に対する更なる機運醸成を目指す。

本仕様書における用語の定義

「シーズ」： 企業や研究機関等が保持する技術等であって、①権利化（特許その他の知的財産権を取得）されている又はその見込みであり、かつ②その保持者が他社によるそのシーズの活用について前向きであることを意思表示している技術等。本事業で扱うシーズは、当局のシーズ集（後述）に掲載されている技術等、又は独立行政法人 工業所有権情報・研修館（INPIT）が運営する開放特許情報データベースに登録されている技術等を想定するが、それ以外の技術等であっても、①と②の要件を満たすことが確認できる場合は、本仕様書における「シーズ」とする。

「シーズ集」： 本事業に参画している 47 社 356 件のシーズ（2025 年 9 月 23 日時点）の概要の説明資料（以下、「シーズ掲載資料」とする。）をまとめたもの。当局の管理の下、当局ホームページ（下記）上で発信している。

参考（当局ホームページ）：

https://www.kansai.meti.go.jp/2tokkyo/02shiensaku/maching/maching_page_seeds.html

「シーズ掲載者」： シーズ集に掲載されているシーズの保持者。

「支援機関等」： 管内各府県や市町村等の自治体や金融機関、商工会や商工会議所、産業支援センター、公設試等の技術支援機関等を指す。

「絞り込み検索」： シーズに対して、特定の分類（例：業種、用途等）を付し、その分類によってシーズを絞り込み、検索する機能を指す。なお、本機能は、当局ホームページ上で発信しているシーズを対象とする。

「自動検索機能」： 生成 AI を活用し、利用者が入力したニーズ（例：特定の技術への要望、会社情報を基に関連性が高い技術への要望）を基に、適当なシーズに関する情報を出力する機能をもつツールを指す。なお、本機能は、ChatGPT

の GPTs の機能を活用して構築することを想定し、当局ホームページ上で発信しているシーズ又は INPIT が運営する開放特許情報データベースで公開されているシーズを対象とする。

事業の内容及び実施方法

本事業の目的を達成するため、請負事業者は以下の事業を行う。

事業 A：管理・全体業務

事業 B：AI を活用した自動検索機能（試用版）の構築

事業 C：AI を活用した自動検索機能の有用性、課題等に関する調査

事業 A は、事業遂行に必要な管理業務を実施する。事業 B では、AI を活用した自動検索機能の有用性、課題等の洗い出しを調査するために必要な試用版の自動検索機能ツールを構築するものである。事業 C は、事業 B で構築した試用版の自動検索機能ツールを活用し、その有用性や課題について調査を行い、今後の運用にかかるナレッジや検討材料を集めることを目的に実施する。

事業 A：管理業務

A① 事業進捗管理と当局への報告・協議

（実施内容）

請負事業者は、本事業を円滑に進めるため事業全体の進捗を管理し、月に 1 回程度、当局に報告すること。報告事項は、事業 A～C の進捗状況、今後の予定並びにそれらにかかる課題や今後の方針を整理したものを想定する。

（実施方法）

- ・ 当局への報告方法は、原則「Microsoft Teams」を利用したオンライン形式で、1 回あたり 1 時間程度の実施を想定する。
- ・ 会議形式での報告が適さないと認められる時には、メールまたは電話で報告することも妨げない。
- ・ 事業の実施上、速やかに当局に共有すべき事項がある場合は、上記の会議とは別に速やかに打合せを設定すること。別途、当局から進捗状況の照会を受けた場合は、当局の指示の下、打合せの実施、資料の更新・共有等を行う。業務の遂行において疑義が生じた場合は、当局へ報告し、当局からの指示に従うものとする。

A②： 事業完了時の実施報告書、その他リストなどの提出

請負事業者は、本仕様書における事業 A～C の実施結果等を記載した実施報告書を作成（A4 版 15 ページ以上）し、事業期間中に作成した資料等とともに当局に提出すること。

事業 B： AI を活用した自動検索機能（試用版）の構築

B①： AI を活用した自動検索機能（試用版）の作成

（実施内容）

当局が提示した仕様に基づいて、入力したニーズを基にシーズに関する情報を出力する自動検索機能を持ったツール（試用版）を作成すること。

(実施方法)

- ・ 自動検索機能を持ったツール（試用版）は、OpenAI 社が提供する ChatGPT の GPTs 機能を用いて作成することを想定する。そのため、請負事業者は、契約締結後、GPTs 機能を使い、カスタムバージョンの GPT を作成することができるアカウントを取得すること。
- ・ GPT を作成する際は、下記の要件を満たすように作成する。

項目	内容	備考
機能概要	入力されたニーズに対し、検索対象となるシーズから関連性が高いものを抽出し、概要等の情報を出力する機能を持つ GPT を想定する。	
全体コントロール	当局が全容についての把握・操作が可能な設計とすること。	
検索対象	検索対象によって、2 つのパターンの GPT を作成すること。 ・ 当局ホームページで公開中のシーズを検索対象とするもの（以下、「GPT①」とする） ・ 開放特許情報データベースで公開中のシーズを検索対象とするもの（以下、「GPT②」とする） （参考）近畿経済産業局 技術シーズ・開放特許一覧 https://www.kansai.meti.go.jp/2tokkyo/02shien/saku/maching/maching_page_seeds.html （参考）開放特許情報データベース https://plidb.inpit.go.jp/	・ GPT①、GPT②について、検索対象を他の情報源にも差し替えられるような、流用の容易な実装が望ましい。そのような実装が可能であるか検討し、その結果、実装可能と判断したものを実装すること。 ・ 前項に加え、複数の情報源を横断検索することを想定した実装が望ましい（当局ホームページおよび開放特許情報データベースで公開中のシーズの横断検索など）。そのような実装が可能であるか検討し、その結果、実装可能と判断したものを実装する。
GPT トップ画面	GPT①、GPT②を利用する際に表示されるトップ画面を下記が表示されるように作成すること（GPT①、GPT②共通）。 ・ 利用規約、注意事項、免責事項（入出力内容の学習防止（オプトアウト）設定の推奨および同設定を使用せず本システムを利用する場合はユーザー責任である旨の表示） ・ 入力可能な形式の表示（自然文、ファイル（PDF、画像等）等） ・ 本 GPT に関する問い合わせ先 ・ 質問（GPT への入力内容）例	
入出力内容	下記の入力に対応できる入力画面をそれぞれ作成すること（GPT①、GPT②共通）。 【入力内容（一次）】 ・ 特定のニーズに対応したシーズの探索依頼（特	・ 入力内容（一次）は、下記出力内容（0 次）が表示された後に、利用者が入力する内容を想定する。入力内容（二次）は、入力内容（一

の 制 御		定のニーズや分野、用途の入力等) ・ 自社に関連したシーズの探索依頼(自社プロフィールの入力等) 【入力内容（二次以降）】 ・ 出力内容（一次）に対する更問（自然文）等	次）に対し、出力内容（一次）が表示された後、さらに利用者が入力続ける内容を想定する。 ・ その他、左記で想定されない入力に対する免責事項に則った制御方法についても、検討し、その結果、実装可能と判断したものを実装すること。
出力内容の制御		上記の入力に対して、下記の出力ができるようそれぞれ作成すること（下記※2 以外は、GPT①、GPT② 共通）。 【出力内容（0 次）】 ・ 利用規約、注意事項、免責事項 －利用目的・方法の案内 －免責事項 －注意事項（入力情報の取扱、オプトアウトの推奨など） 【出力内容（一次）】 ・ 検索されたシーズの情報 －技術概要（300 文字程度の要約を目安とする） －技術概要を補完する情報（※1） －選定理由 －問合せ先の案内（※2） －掲載元の案内（※3） 【出力内容（二次以降）】 ・ 上記の入力内容（二次以降）に対応する内容または一次出力結果及び当初入力内容に関連する事項	・ 出力内容（0 次）は上記、入力内容（一次）を入力する前に注意事項として表示するものを想定する。出力内容（一次）は、入力内容（一次）に対する出力結果を想定する。出力内容（二次）も入力内容（二次）に対する出力結果を想定する。 ・ 免責事項に反する出力および、差別的な出力等の利用者の不利益となる出力の防止（二次以降の出力にかかる免責含む）する方法についても検討し、その結果、実装可能と判断したものを実装すること。 ・ 上記の入力内容で、利用者が機密性のある情報を入力しないように誘導できる方法についても検討し、その結果、実装可能と判断したものを実装すること。 (※1) 利用者が、シーズの内容を理解しやすくなるような情報（例：当局ホームページで掲載するシーズ集に掲載されたイメージ図またはシーズ集そのものの等の画像等）の表示を検討し、その結果、実装可能と判断したものを実装すること。 (※2)

		原則GPT①は当局の問い合わせ先、GPT②は開放特許情報データベースの掲載内容への案内等を想定する。 (※3) 検索されたシーズの出典を示す、引用元が確認できる情報（URL 等）の表示方法について検討し、その結果、実装可能と判断したものを実装すること。原則は、当局ホームページに掲載しているシーズ集の URL（①の場合）または開放特許情報データベースの個別シーズの掲載 URL（②の場合）を想定する。その他、請負事業者が有用と認める掲載内容があれば検討し、その結果、実装可能と判断したものを実装すること。
外部情報との連携	入力内容および出力内容の制御において、検索対象であるシーズの範囲を指定し、出力内容の精度向上に繋げるため、Knowledge 機能を活用できるようそれぞれ作成する。その他、検索結果の制御の精度向上のため、RAG 機能も活用できるよう作成すること。 【Knowledge】 GPT①の場合 ・当局ホームページに掲載しているシーズ集（PDF 形式：合計 45MB 程度を想定） GPT②の場合 ・開放特許情報データベースのバルクデータ（PDF 形式：合計 40MB 程度を想定） （参考）近畿経済産業局 技術シーズ・開放特許一覧 https://www.kansai.meti.go.jp/2tokkyo/02shien/saku/maching/maching_page_seeds.html （参考）開放特許情報データベース バルクデータダウンロード https://plidb.inpit.go.jp/info/bulkdata_riyoken.html 【RAG】（GPT①、GPT②共通） ・Google Patents 等（※1）	・ Knowledge 機能に読み込むデータは左記を想定するが、その他にも請負事業者が有用と認める情報源があれば検討し、その結果、実装可能と判断したものを実装すること。 (※1) RAG 機能を活用して外部連携する検索先は、Google Patents を想定するが、その他にも、検索された技術シーズに直接的に関係がある情報として、請負事業者が有用と認める情報源（例：オープンアクセスで公開されている論文情報）があれば、その活用を検討し、その結果、実装可能と判断したものを実装すること。 （参考） Google Patents : https://patents.google.com/

利用状況の 閲覧	当局が GPT が利用された回数を確認できるよう作成すること。		
利用者指定	当局が指定するユーザーのみ利用できるよう作成すること。	・当局が指定するユーザーへの共有方法については、請負事業者がより安全と認める方法があれば検討し、その結果、実装可能と判断したものを実装すること。	

- ・ GPT①および GPT②は、入力された利用者のニーズに基づき、検索対象から適当なシーズを抽出し、紹介することを目的としたツールである。ただし、検索結果として出力されるシーズの情報は、あくまでマッチングを行う際の参考情報にとどまり、その適合の正確性を担保する趣旨ではないことを理解した上で作成をすること。
- ・ GPT①および GPT②で扱う情報は、機密性がない情報のみ取り扱うことを想定し、入力内容も機密性がない情報のみに限定する。そのため、GPT の利用者（入力者）に対して、入力内容の学習に関する説明や入力内容の学習を防止する設定（オプトアウト機能）を推奨する表示を含むこと。
- ・ 利用規約等の表示に必要な内容は当局から提供する。
- ・ 上記で作成した GPT の性能は、ChatGPT の性能に依存する想定とする。
- ・ GPT 完成後には、当局ホームページや開放特許情報データベースに掲載されているシーズの更新が発生することが想定されるため、当局の操作により反映が可能な設計とすること。
- ・ GPT 完成後に、第三者による変更が可能な設計とすること。
- ・ GPT を構築する際は、生成 AI にかかるガイドライン等および当局が指示する情報管理、セキュリティに関する事項の遵守を徹底すること。

（参考）AI 事業者ガイドライン

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/20240419_report.html

（参考）行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン

<https://www.digital.go.jp/news/3579c42d-b11c-4756-b66e-3d3e35175623>

B②： AI を活用した自動検索機能（試用版）の検査・動作確認

（実施内容）

B①で作成した GPT について、出力結果が一定の期待に沿うことを示すため、実際のテストケース 5 件以上を対象に、検査を実施する。併せて、当局の動作確認の機会も確保する。

（実施方法）

- ・ 本検査は、B①で作成した GPT のうち、入力した内容を元に、関連性の高いシーズの情報が正しく出力されるか確認することを目的に実施するものである。
- ・ 検査に使用するテストケースは、契約締結後に当局から提供する。なお、提供するのは、過去開放特許のマッチングを利用し、実際にライセンス契約に至った企業事例を基にした、①開放特許を活用した企業の情報、②活用したシーズの情報、合計 6 パターン程度を想定する。その他、請負事業者が必要と認める情報は、要望に応じて当局が追加で提供する。
- ・ その他請負事業者が有用と認める検索手法があれば、当局への事前報告の上、それに変わることも

妨げない。

- ・ 検査の際は、下記表の事項は最低限満たしていることを確認すること。

検索対象	B①で指定する検索対象の範囲内で検索ができていないか。 (検索対象以外のシーズが表示されていないか。)
出力内容	テストケースでマッチングしたシーズ又はそれに関連するシーズが出力されているか。
出力内容	B①で想定している出力内容（0 次、一次）が漏れなく表示されているか。
出力内容	検索結果であるシーズに関する情報について、事実と大きく乖離した内容が表示されていないか。（異なるシーズの情報が誤って表示されている等）

- ・ 検査が終了した後、当局が全般の設定についての動作確認を行う機会を 1 回以上設けること。動作確認に必要な期間は、2 週間程度を想定するが、当局との協議により延長または短縮も可能とする。
- ・ 検査および動作確認の結果、必要な機能を満たしていないと認められた、またはバグ等が発生した時には、当局に報告すると共に、C①の実施までにその問題を解消すること。また、C①のテスト利用の対象者からフィードバックを受けた結果、必要と認められる機能については、当局との協議の上その問題の解消にも努めること。

B③： 作成した自動検索機能（試用版）の導入サポート

（実施内容）

B①、B②で作成した GPT の利用および運用方法を確認する際に必要なマニュアル、動画を作成する。

（実施方法）

- ・ 作成するマニュアルは、①GPT の利用者向けマニュアル、②GPT の管理者向けマニュアル（管理者は、検索対象であるシーズの情報更新など定期的に発生する作業を担当する者を想定する）③B①「検索対象」において、検索対象の差し替え、または複数の情報源を横断検索する機能を実装した場合の、GPT の検索対象の変更に関するマニュアル、の 3 点を想定する。
- ・ 前項①のマニュアルには、検索結果であるシーズを活用し、商品化を検討する際に役立つ参考情報（ビジネスアイデアを発想に役立つ ChatGPT で利用ができるプロンプト等）も盛り込むことを検討し、請負事業者が可能と判断したものを盛り込むこと。
- ・ 作成するマニュアルのデータ形式は任意とするが、当局での閲覧・編集が可能な形式（Microsoft Word、Microsoft PowerPoint 等）とすること。
- ・ マニュアルは、利用画面のイメージ図等の画像を多く使い、初心者に向けた内容で、Microsoft PowerPoint で作成する場合には、それぞれ A4 10 枚以内程度の分量を想定する。
- ・ 動画は、GPT の利用者向けの内容を想定し、GPT を使いシーズを検索する方法を平易な内容で案内・説明するもので、その分量は最大 10 分程度を想定する。
- ・ 動画は、GPT を作成した専門家、外部事業者または担当者等が説明する形式を想定するが、請負事業者がその他有用と認める形式があれば、それに変更することも妨げない。ただし、事前に当局に報告すること。
- ・ 動画データについては、高度な編集作業等は不要とする。

- ・ 作成する動画のデータ形式は任意とするが、当局での閲覧・編集が可能な形式（mp4 等）とすること。

B④： 作成した自動検索機能の引き渡し

（実施内容）

B①、B②で作成した GPT の作成内容の取りまとめ、その内容を記録すると共に、本設計に係る基本設計書に相当する書面を作成する。

（実施方法）

- ・ GPT の作成内容を取りまとめる際には、今後、当局が B①、B②で作成した GPT の内容を再現するのに必要な全ての設定内容を漏れなく反映すること。
- ・ 基本設計書は、今回作成した GPT の概要やそれぞれの処理内容等を整理した内容を想定する。
- ・ 取りまとめおよびの形式は任意とするが、当局が閲覧・編集が可能な形式（Microsoft Word、Microsoft PowerPoint 等）とすること。

事業 C： 構築した自動検索機能（試用版）を活用した検証および有効性の調査

C①： GPT のテスト利用およびフィードバック情報の収集

（実施内容）

将来的に B①、B②で作成した GPT のユーザーとして想定される支援機関等の 3 者以上に対し、作成した GPT をテスト利用できる機会を設け、その機能が十分かどうか、その他満足度及び課題、将来的な利用意向等のフィードバックを受け、取りまとめを行う。

（実施方法）

- ・ テスト利用の対象者は、中小企業支援を行う支援機関等を想定し、その所在は近畿地域に限定しない。当局が指示する機関および請負事業者が提案した候補の中から、当局との協議の上決定する。その他の対象者を選定する必要がある場合は、その都度当局と協議すること。
- ・ テスト利用では、対象者に必要情報（利用方法、注意事項およびアクセス用の URL 等）を伝え、一定期間（1 日～最大 1 週間程度）自由に利用できるような環境を提供し、その間に 1 者あたり 5 回以上作成した GPT を体験利用させる。なお、テスト利用の対象者が、作成した GPT に対し、ニーズを入力し、出力された内容を確認するまでを 1 回とカウントする。その他、請負事業者が有用と認める方法があれば、それを実施することも妨げない。
- ・ テスト利用を開始する前には、対象者に対し、生成 AI 特有のリスク（ハルシネーションや入力情報の学習等）や注意事項を必ず伝達すること。その際、検索結果として表示されるシーズの情報の正確性を担保することはできない点、および入力内容の学習防止（オプトアウト）機能の利用の推奨についても漏れなく伝えること。その他、利用方法や確認したい観点なども適宜共有することとし、必要に応じて、簡易的なマニュアル（Microsoft PowerPoint 形式で数枚程度）も作成して対応すること。
- ・ テスト利用中には、請負事業者は対象者のサポート（利用状況、トラブル発生の有無の確認等）を行うこと。サポート方法は、1～2 日に 1 回程度、電話またはメール等で対象者に連絡を行う方法を想定するが、対象者の状況に応じて、その他の対応も可能とする。その他、対象者から要望があった時には、その他の方法で対応（現地を訪問してフォローする等）を行うことも妨げない。

- ・ 現地を訪問して対象者をフォローする場合には、事前に当局に連絡し、同席するかどうかを確認すること。
- ・ テスト利用中にトラブルが発生した場合に備え、対象者と請負事業者で常に連絡が取れる体制は事前に整備しておくとともに、トラブルが発生した場合は、すぐに当局に報告し、指示を仰ぐこと。
- ・ テスト利用後には、対象者に利用した感想や満足度、課題（機能の不足、その他欲しい機能）、将来的な利用意向等の聞き取りを行うこと。聞き取りの方法は、オンライン形式での最大1時間程度の打合せを想定するが、対象者の都合により、電話やメール、対面などの方法に切り替えることも可能とする。
- ・ 対象者からフィードバックされた内容について、記録・取りまとめを行う。取りまとめ内容の形式は任意とするが、当局が閲覧・編集が可能なデータ形式（Microsoft Word 等）とすること。

C②： 将来的なユーザーへの情報発信をするためのコンテンツ作成

（実施内容）

将来的に B①、B②で作成した GPT のユーザーとして想定される支援機関等に対し、作成した GPT の PR および情報発信する際に役に立つ動画コンテンツを作成する。

（実施方法）

- ・ 動画は、最大 30 分程度の長さを想定し、中小企業支援を行う支援機関等を対象にしたもので、B①、B②で作成した GPT の紹介に関する内容やデモ操作の披露等を中心とした内容とする。
- ・ 登壇者は、外部講師 1 名程度を想定する。企画内容により、B①、B②の GPT 作成に携わった専門家または外部事業者等が登壇すること可能とする。
- ・ 動画データについては、高度な編集作業等を行うことは想定しない。
- ・ 作成する動画のデータ形式は任意とするが、当局での閲覧・編集が可能な形式（mp4 等）とすること。

C③： 検討会の設置

（実施内容）

B①、B②で作成した GPT の内容を基に、今後の運用や目指すべき方向、その際の注意点等について検討し、その結果を取りまとめるための検討会を設置し、その運営を行う。

（実施方法）

- ・ 検討会は、4 名以上の委員から構成され、うち 1 名を座長とする構成とする。委員は、当局が指定することを想定するが、その他請負事業者が有用と認める者がいる場合にはそれを提案することも妨げない。当局が指定した委員への就任依頼等に必要な連絡先は、契約締結後、当局が提供する。
- ・ 検討会を構成する委員は、特許情報分析における AI 活用に対する見識がある者、開放特許のマッチング支援に携わるコーディネーター経験がある者、知的財産活用支援を行う機関に所属する者、幅広く企業支援に携わる者等を想定する。
- ・ 検討会は、リアル・オンラインハイブリッド形式で 1 回 2 時間程度を 1 回実施し、会場は当局会議室を無償で提供する。委員等の都合により、リアルでの実施が難しい場合には、オンラインのみの開催も妨げない。
- ・ 検討会で議論する内容は、B①、B②で作成した GPT を基に、GPT の動作内容（入力・出力内容等）に

対する確認の他、今後の運用方針や目指すべき方向等を想定する。

- 検討会開催にあたっては、請負事業者は、委員の委嘱手続き、謝金および旅費の支払い、日程調整、事前の論点整理、会場設営、委員への飲料の提供（外部委員のみ）、配布資料の手配、議事進行、議事録作成を行う。
- 本検討会は、各府省等申合せ「謝金の標準支払基準」のうち、「会議主席謝金支払い基準」別表１の区分⑥に該当することを想定する。
- 検討会開催にかかる委員の旅費については、東京一当局（大阪間）の移動を２名分、大阪府内一当局（大阪）間の移動を２名分と想定する。
- 開催後には、検討内容を議事録にまとめ、速やかに当局に提出する。

事業期間

事業期間は、契約締結日から 2026 年 3 月 27 日までとする。